

## 新型コロナウイルス感染症による死亡等を保障する災害死亡特約等の改定（個人保険）について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

弊社では、2020年2月より、災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症による死亡等を災害死亡保険金等のお支払い対象としておりました。

今般、新型コロナウイルス感染症については、法令上<sup>\*</sup>の位置づけが、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました。これに伴い、新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」等に指定されている間は支払対象とすることを明確化する観点から、下記のとおり、約款を改定いたします。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

### 記

#### 1. 改定内容（下線部）

改定後	改定前
<p><b>別表 対象となる感染症</b> (備考) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、対象となる感染症に含めます。</p>	<p><b>別表 対象となる感染症</b> (備考) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」といいます。）を対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項および第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。</p>

- ・新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、災害死亡保険金等をお支払いします。
- ・保険金削減支払法、特定部位・指定疾病不担保法、特定高度障害不担保法などの特別条件が適用されているご契約についても、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由に該当した場合は、削減支払や不担保を適用せず、保険金等をお支払いします。

#### 2. 対象保険種類

前回改定時から変更はありません。

(参考) [「新型コロナウイルス」感染拡大に関する災害死亡保険金等のお支払い](#)

#### 3. 改定日

2021年6月1日

#### 4. その他

お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。

また、本改定に伴う保険料の変更はありません。

以上